



発行 東京都

目次

4

条 例

○東京都組織条例の一部を改正する条例……………（総務局）…一

○令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例……………（同）…二

規 則

○令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則……………（総務局行政部政課）…二

条例のあらまし

●東京都組織条例の一部を改正する条例（条例第一号）

- 一 戦略的に政策を展開する新たな執行体制の構築に向け、都民文化、都民生活、青少年及びスポーツに関する事業を総合的に推進するため、生活文化スポーツ局を設置するとともに、広報及び広聴に関する事務を生活文化局の分掌事務から政策企画局の分掌事務に変更します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

条 例

●令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（条例第二号）

- 一 令和三年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

東京都組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第一号

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

第二条の表政策企画局の項第三号中「報道及び青少年」を「広報及び広聴並びに報道」に改め、同表生活文化局の項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「男女平等参画」の下に「、青少年」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 スポーツに関すること。

第二条の表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- （特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）
- 2 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条の六第一項中「東京都生活文化局内」を「東京都生活文化スポーツ局内」に改める。

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二号

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和三年度分に限り、同表一の部一の款一の項中「一四、六九七円」とあるのは「一四、八三六円」と、同部五の款一の項中「一八九、八六四円」とあるのは「二六三、六〇九円」と、同部六の款一の項中「二、三八四円」とあるのは「四、〇三二円」と、同表二の部一の款一の項中「一、〇七二円」とあるのは「三、六八五円」と、同部二の款一の項中「四三八円」とあるのは「一、二九二円」と、同部三の款一の項中「二、二九二円」とあるのは「一、〇〇六円」と、同部四の款一の項中「一七〇円」とあるのは「五七二円」と、同部五の款一の項中「一三三円」とあるのは「四五四円」と、同部六の款一の項中「七六八円」とあるのは「一、六二二円」と、同部三の項中「一四四円」とあるのは「一五三円」と、同部四の項中「一、四九〇円」とあるのは「一、九七四円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額

の算定の特例に関する規則を公布する。

令和四年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十四号

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

令和三年度分の基準財政需要額を算定する場合における都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第八十二号）別表第一から別表第三までの規定の適用については、別表第一経常的経費の部経済労働費の項中「0.936」とあるのは「0.954」と、「0.064」とあるのは「0.046」とし、同部土木費の項中「0.615」とあるのは「0.771」と、「0.385」とあるのは「0.229」とし、同表投資的経費の部清掃費の項中「0.564」とあるのは「0.554」と、「0.436」とあるのは「0.446」とし、別表第二経常的経費の部民生費の項中「1.029」とあるのは「1.019」と、「0.824」とあるのは「0.825」と、「4.318」とあるのは「4.278」と、「0.984」とあるのは「0.985」とし、同表投資的経費の部土木費の項中「144」とあるのは「153」とし、別表第三経常的経費の部民生費の項中「14697」とあるのは「14836」とし、同部経済労働費の項中「189,864」とあるのは「263,609」とし、同部土木費の項中「2384」とあるのは「4032」とし、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1034」とあるのは「1060」と、「1015」とあるのは「1026」とし、同部民生費の項中「1034」とあるのは「1058」と、「1015」とあるのは「1025」と、「1031」とあるのは「1058」と、「1013」とあるのは「1025」と、「3850」とあるのは「12384」と、「1033」とあるのは「1059」と、「1014」とあるのは「1025」と、「12910」とあるのは「42919」とし、同部衛生費の項中「1034」とあるのは「1060」と、「1015」とあるのは「1026」と、「293」とあるのは「1006」とし、同部清掃費の項中「170」とあるのは「572」とし、同部経済労働費の項中「1034」とあるのは「1060」と、「1015」とあるのは「1026」とし、同部土木費の項中「768」とあるのは「1621」と、「144」とあるのは「153」と、「0.341」とあるのは「0.258」と、「0.659」とあるのは「0.742」と、「1.490」とあるのは「1.974」とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

